



Avaya グローバルソフトウェアライセンス条件

2022 年 10 月

ソフトウェアライセンス条件

バージョン：2022 年 10 月

これらのグローバルソフトウェアライセンス条件（以下「**本ソフトウェアライセンス条件**」）は、AVAYA または AVAYA チャンネルパートナーからライセンスされた本ソフトウェアの使用に適用されます。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用する前に、本ソフトウェアライセンス条件の全文を注意深くお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロード、もしくは使用すること、または他者にその権限を与えることで、エンドユーザーは、本ソフトウェアライセンス条件がエンドユーザーと AVAYA との間に拘束力のある契約を形成することに同意するものとします。エンドユーザーが会社またはその他の法人を代表して本ソフトウェアライセンス条件を受諾する場合、エンドユーザーは、当該事業体を本ソフトウェアライセンス条件を遵守させる権限を自身が有していることを表明するものとします。

範囲。本ソフトウェアライセンス条件は、本ソフトウェアおよび/または関連ドキュメントをインストール、ダウンロード、および/または使用するすべての人に適用されます。本ソフトウェアライセンス条件は、次のいずれかの場合を除き、エンドユーザーの本ソフトウェアおよび/または関連ドキュメントの使用に適用されます。(i) エンドユーザーが本ソフトウェアのライセンスを Avaya または Avaya チャンネルパートナーから付与されており、エンドユーザーによる本ソフトウェアの使用に適用される書面による使用許諾契約を Avaya との間に別途有しており、その契約書に署名したのが当該ソフトウェアライセンスの購入前 3 年以内であった場合。(ii) エンドユーザーが本ソフトウェアを Avaya チャンネルパートナーから取得しており、エンドユーザーが当該 Avaya チャンネルパートナーと契約を締結しているだけでなく、エンドユーザーによる本ソフトウェアの使用に適用される書面による契約を別途 Avaya と締結済みで、その契約書に署名したのが当該ソフトウェアライセンスの購入前 3 年以内であった場合。(iii) 本ソフトウェアがシュリンクラップライセンスを伴う場合、または本ソフトウェアにサードパーティの契約条項が適用される場合。エンドユーザーが別の売買契約を Avaya と結んでいる場合、当該契約と本ソフトウェアライセンス条件の相反部分には当該契約が適用されます。またシュリンクラップライセンスまたは他のサードパーティの条件が適用されるサードパーティエレメントについても、シュリンクラップライセンスまたは他のサードパーティの条件と、Avaya と結んでいる別の契約および本ソフトウェアライセンス条件との相反部分には、当該シュリンクラップライセンスまたは他のサードパーティの条件が適用されます。

エンドユーザーが、本ソフトウェアの購入に使用できる有効な契約を Avaya または Avaya 認定チャンネルパートナーとの間に有している場合、本ソフトウェアライセンス条件の次の条項は適用されず、既存の契約が優先されます（次の条項が既存の契約に含まれる場合に限り）：保証、責任の制限、国際貿易法令の遵守、サードパーティの契約条項。

B. ライセンスの付与。Avaya は、Avaya または Avaya チャンネルパートナーから取得し該当料金を支払った本ソフトウェアおよび関連ドキュメントを、エンドユーザーの社内業務のために、所定の容量および機能の範囲内ならびに <http://support.avaya.com/LicenseInfo>（またはその後継サイト）に投稿された該当ライセンスの種類範囲内、本ソフトウェアの最初のインストール場

所にて使用することを許諾内容とする、サブライセンス不能で非独占的かつ譲渡不能なライセンスをエンドユーザーに付与します。本ソフトウェアライセンス条件に基づき提供されるライセンスを、永続的なものにすることができます。ただし、ライセンスがサブスクリプションの一部として提供される場合は、ライセンスの付与は、注文書またはサブスクリプションドキュメントで指定された期間に限定されます。関連ドキュメントは、関連する本ソフトウェアの許諾された使用に寄与するためにのみ使用できます。ノートパソコンまたは携帯電話のようなモバイルデバイス/クライアントにインストールされた本ソフトウェアは、一時的に使用する場合に限り、最初のインストール国以外の場所でも使用できます。

C. ライセンスの移動/譲渡権。本ソフトウェアを最初にインストールした場所でのみ使用することを許可する前述の制限にもかかわらず、エンドユーザーは、ライセンスポータビリティポリシーに従って、特定の指定された本ソフトウェアの RTU をある場所から別の場所に移動することができます。エンドユーザーが別の関連会社に RTU を譲渡することを希望する場合、エンドユーザーは、新しい関連会社の名前と住所を詳述した書面により Avaya に通知する必要があり、Avaya は、追加料金を含む可能性のある、譲渡のための提案または見積もりを提供することができます。かかる見積もりは、その新しい関連会社が Avaya のソフトウェアライセンス条件に拘束されることに合意し、その新しい RTU のための、または従来のメンテナンス範囲を拡大して当該新規 RTU を含めるための、個別のメンテナンスサービス契約に署名することを条件とします。

D. すべての権利の留保。Avaya またはそのライセンサーは、本ソフトウェアおよび関連ドキュメント、ならびにそれらの修正版またはコピー版の権原および所有権を保持します。本ソフトウェアライセンス条件で明示的に付与される限定的なライセンスを除いて、Avaya またはそのライセンサーは、本ソフトウェアおよび関連ドキュメントならびにそれらの二次的著作物、修正版またはコピー版に付帯する著作権、特許権、営業秘密およびその他すべての知的財産権を含むがこれらに限定されないすべての権利を、保有します。本ソフトウェアには、Avaya、またはそのサプライヤもしくはライセンサーの営業秘密が含まれていて、この営業秘密には、各本ソフトウェアプログラムに固有の設計、構造およびロジックや、これらと本ソフトウェアの他の部分とのインタラクション（内部・外部の両方）、また使われたプログラミング技術が含まれますが、これらに限定されません。

E. 免責事項。いかなるソフトウェアセキュリティ機能も、コンピュータ「ハッカー」やその他の第三者によってセキュリティ侵害を生み出すために使用される悪意のあるコード、有害なルーチンおよびその他のテクニックやツールに対する安全を保証するものではありません。エンドユーザーは、自身のユーザー名、パスワード、アカウント、またはサブスクリプションの不正使用または侵害に気付いたら直ちに Avaya に通知することに同意します。エンドユーザーは、自身のネットワークおよびシステムが不正な侵入や攻撃から十分に保護されるようにする責任を負います。

F. 本ライセンスに付帯する一般的制限。エンドユーザーは次の行為を行わないものとします。(i) 適用法で許可される場合を除き、本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆翻訳または他の方法による解読。(ii) 本ソフトウェアまたは関連ドキュメントについて、変更、改変、二次的著作物の作成、改良、翻案または翻訳。(iii) Avaya から書面にて明示的に承認されている場合を除き、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの販売、サブライセンス付与、賃貸、貸与、貸付、譲渡、伝送または他の移転。これらの行為を試みても効力を有しないものとします。(iv) Avaya から書面にて明示的に承認されている場合を除き、タイムシェアリングサービス、サービスビューロー、ネットワーク、またはホスティングもしくはクラウドなどの他の類似の手段を用いた、何らかの形式による本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの配布、開示または使用許諾。(v) エンドユーザーに代わりエンドユーザーのみを受益者として活動する Avaya の認定メンテナンスプロバイダまたは Avaya チャネルパートナーを除くサービスプロバイダまたはその他のサードパーティに、製品のメンテナンスまたは修理に役立つソフトウェアコマンドを使用または実行させること。(vi) Avaya の承認を得ていない、本ソフトウェアまたはその一部分へのアクセスまたは使用。(vii) Avaya、Avaya の認定メンテナンスプロバイダまたは Avaya チャネルパートナー用のログイン情報を、利用可能もしくは有効にすること、または第三者にそうさせること。(viii) 本ソフトウェア上で行った試験結果の公表。(ix) 本ソフトウェアまたは関連ドキュメントに含まれている営業秘密を、サードパーティに開示、提供または

その他の形で利用可能にすること。(x) 本ソフトウェアライセンス条件によって明示的に認められる場合を除き、仮想環境での本ソフトウェアの使用。(xi) 前述のいずれかの行為を行うことを第三者に許可または奨励すること。

エンドユーザーは、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントを利用する必要がある承認された従業員、代理人または代表者（以下「認定サードパーティ」とします）以外の者による本ソフトウェアまたは関連ドキュメントへのアクセスを認めないことに同意します。エンドユーザーは、これらの認定サードパーティに本ソフトウェアライセンス条件を通知することに同意し、その契約条件を遵守する義務を負わせるものとします。エンドユーザーは、エンドユーザーおよび認定サードパーティによる本ソフトウェアライセンス条件への違反について責任を負うとともに、本条の不遵守により Avaya が負担したすべての損害、損失、費用および経費（弁護士報酬および訴訟費用を含みます）を Avaya に補償するものとします。

G. 権利表示。 エンドユーザーは、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの許可を受けたコピー上に、Avaya および/または Avaya のサプライヤーのすべての財産権表示および/またはロゴを、同じ形態で同じ表示位置において維持することに同意するものとします。

H. バックアップ用コピー。 エンドユーザーは、本ソフトウェアおよび関連ドキュメントのバックアップ用コピーを、合理的な数だけ作成できます。

I. アップグレード。 エンドユーザーは、本ソフトウェアのオリジナル版を使用するための有効なライセンスを保有し、かつ適用されるライセンス料金またはその他の料金を Avaya または Avaya チャンネルパートナーに支払っていることを条件として、本ソフトウェアのアップグレード版を使用する権利を得ます。

J. 保証。 保証については、本ソフトウェアやその媒体を対象とする限定保証、当該保証の手続き、対象外項目および免責事項に関する詳細が記載されている、Avaya のエンドユーザー向けグローバル製品保証ポリシー（Web サイト：<https://downloads.avaya.com/css/P8/documents/101063384> または後継サイト）をご覧ください。AVAYA およびそのサプライヤーのいずれも、セキュリティに対する脅威およびセキュリティ面での脆弱性が検知されること、または本ソフトウェアがエンドユーザーのネットワークもしくは特定のネットワーク要素を侵入やその他のセキュリティ違反から安全に保つことを、明示的にも黙示的にも保証しないものとします。なお、米国またはカナダ以外で Avaya チャンネルパートナーから本ソフトウェアを購入されるエンドユーザーには、Avaya ではなく、当該 Avaya チャンネルパートナーが保証を提供します。

K. 遵守状況の確認。 Avaya および Avaya チャンネルパートナーは、エンドユーザーによる本ソフトウェアライセンス条件の遵守状況（使用度合いを含みますが、これに限定されません）を確認するため、(i) 随時リモートポーリングまたは他の合理的な電子的手段により、および (ii) 通常の営業時間中に、合理的な通知を行ったうえで、エンドユーザーの帳簿、記録および計算書類を直接検査および/または監査する権利を有します。前述の検査または監査により、本ソフトウェアライセンス条件に反する行為が発覚した場合、エンドユーザーは、該当するライセンス料を速やかに Avaya へ支払う必要があります。なおこの場合でも Avaya は、本ライセンスソフトウェア条件を終了させる権利を失いません。エンドユーザーは、本ソフトウェアの場所に関する最新の記録を維持することについて同意するものとします。

L. ライセンスの終了、ライセンスの終了/満了の効果。 エンドユーザーが本ソフトウェアライセンス条件に違反し、是正を求める Avaya の通知書から 10 営業日以内にライセンスの制限または制約に対する違反をすべて是正しなかった場合、Avaya は、Avaya が行使できる他のすべての権利および救済請求権を損なうことなく、エンドユーザーに付与したライセンスを直ちに終了させることができます。ライセンスが失効または満了した場合、その理由を問わず、エンドユーザーは、保有または管理している本ソフトウェアおよび関連資料のすべてのコピーを直ちに破棄し、Avaya から要求があれば、当該破棄を書面で証明しなければなりません。その性質上、本ソフトウェアライセンス条件の終了後も存続することが意図されている条項は、本ライセンス条件の終了または満了後も存続します。

M. サードパーティコンポーネント エンドユーザーは、本ソフトウェアに含まれる特定のソフトウェアプログラムまたはその一部に、サードパーティコンポーネントが含まれる場合があること

を了承します。必要に応じて、配布された Linux OS ソースコード（Linux OS ソースコードを配布している製品の場合）に関する情報であって、適用されるサードパーティコンポーネントの著作権所有者を特定している情報については、当該製品、関連ドキュメント、または Avaya の Web サイト（<http://support.avaya.com/Copyright>）もしくは Avaya が指定する後継サイトをご覧ください。適用される OSS ライセンスは、該当する本ソフトウェアにつき付与された権利を行使するエンドユーザーの能力に実質的に影響することはなく、また、悪影響をもたらすものでもありません。

N. 責任の制限。 人身傷害に対する責任または故意の違法行為に伴う責任を除き、かつ適用法に基づき許容される範囲で、AVAYA、AVAYA 関連会社、これらのライセンサーもしくはサプライヤ、または各社の取締役、役員、従業員もしくは代理人はいずれも、本ソフトウェアライセンス条項に基づいて生じた何らかの (i) 付随的、特別、懲罰的、法定、間接的、もしくは派生的な損害、(ii) 利益もしくは収益の逸失、データの喪失もしくは破損、不正使用、もしくは代替品、代替品もしくは代替履行に要する費用、または (iii) 直接損害につき、当該請求が申し立てられた日に先立つ直近の 12 か月間に当該請求の原因となった本ソフトウェアの対価として支払われた金額を超えて、責任を負うことはありません。エンドユーザーがこのような損害の発生可能性を知らされていた場合、その他知るに足る理由がある場合、または現に知っていた場合にかかわらず、また限定的な救済措置ではその不可欠な目的が達せられない場合であっても、本条に定めるこれらの責任制限は、損害の原因を問わず、契約違反、不法行為責任（過失責任が含まれますが、これに限定されません）またはその他のあらゆる法理に基づく賠償責任に適用されます。

O. 本ソフトウェアおよび関連ドキュメントの保護。 エンドユーザーは、本ソフトウェアおよび関連ドキュメントが、Avaya およびそのサプライヤの秘密情報であり、Avaya およびそのサプライヤの営業秘密を含むものであることを了承します。エンドユーザーは常に、少なくとも自己の秘密情報を保護するために用いているのと同程度以上の注意を払って、本ソフトウェアおよび関連ドキュメントを保護し、極秘に保ち、Avaya およびそのサプライヤの営業秘密を保護するうえで合理的な安全措置を講じることに同意します。

P. 個人情報の保護。 エンドユーザーが本ソフトウェアをダウンロードまたは利用するとき、Avaya は、エンドユーザー、エンドユーザーのネットワークおよびエンドユーザーのデバイスに関する特定のデータ（電子メールアドレス、電話番号、内線番号、デバイス ID、IP アドレス、位置情報など）の処理を行う場合があります。Avaya は、エンドユーザーのデータを秘密裏に取り扱うとともに、本ソフトウェアライセンス条件の実施および本ソフトウェアライセンス条件の遵守確保に必要な範囲においてのみ、エンドユーザーのデータを使用します。個人データは、原則として Avaya グループの関連会社内にとどまり、上記の理由で必要な場合に限り、サードパーティに転送されます。このような場合、Avaya は、適用されるすべてのデータ保護要件（とりわけ、国際的なデータ転送に関する要件）が満たされるようにします。Avaya の関連会社については、下記の Avaya ウェブサイトで公開している Avaya の拘束的企業準則を通じて上記のプライバシー確保を行い、それ以外のサードパーティに対して国際的なデータ転送を行う場合は、欧州委員会が採択した標準データ保護条項またはその他適切な保護条項を通じて上記のプライバシー確保を行います。エンドユーザーのデータは、上記の目的を達成するために必要な期間内のみ、または法定の保持期間としてより長期の保管期間が求められている場合は、当該長期の期間内のみ保管されます。各データ主体は、自らの個人データにアクセスし、その訂正または削除を求める権利を有するとともに、自らの個人データの処理を制限するよう要求できます。各データ主体は、それぞれの法定の各要件に従ったデータポータビリティ権を有するほか、所轄の監督機関に対して苦情を申し立てる権利を有します。データ主体の権利に関する詳細について、または Avaya 個人データの処理に関する質問がある場合は、関連ドキュメントおよび Avaya のグローバルプライバシーに関するウェブサイト（<https://www.avaya.com/en/privacy/website/>）をご覧ください。

Q. リスクの高いアクティビティ。 本ソフトウェアは、本ソフトウェアの不具合により死亡事故、人身傷害または深刻な物損事故が生じる可能性があるためフェイルセーフ機能（fail-safe performance）の搭載が不可欠な環境での使用（以下「リスクの高いアクティビティ」といいます）を想定して設計または製造されていません。お客様は、リスクの高い活動において、本ソフトウェアの利用に関するリスクを負います。

R. 国際貿易法令の遵守。各当事者は、すべての国際貿易法を遵守して、本ソフトウェアライセンス条件に関する業務を実施することに同意します。各当事者は、本ソフトウェアライセンス条件に基づく履行に関連して、当事者の輸入、輸出、再輸出、国内移転またはその他の外国貿易活動に適用される、国際貿易法で求められる必要な許可を取得する責任を負うものとします。各当事者は、包括的もしくは選択的な禁輸措置または制裁対象国が関与する取引に従事していないことと、政府の承認を得ている場合を除き、適用される国際貿易法に基づき取引禁止対象者または制限対象者に指定されていないことを確認します。両当事者は、本ソフトウェアライセンス条件に基づいて取得した本製品を、大量破壊兵器、核拡散、核兵器、化学兵器、生物兵器に関連するアクティビティに従事するのに使用したり、サードパーティが本製品をかかると禁止された用途に供するのを許可または促進したりしないことに同意します。

S. 米国政府がエンドユーザーである場合。48 CFR FAR 12.212 または DFAR 227.7202 の規定にそれぞれ基づいて、本ソフトウェアは「商業用コンピュータソフトウェア」に分類され、関連ドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア関連文書」もしくは「商業品」に分類されます。米国政府による本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの使用、修正、複製、公表、実行、展示または開示は、本ソフトウェアライセンス条件の条項にのみ準拠し、本ソフトウェアライセンス条件で明確に許諾されていないかぎり禁止されるものとし、政府による本ソフトウェアおよび/または関連ドキュメントの使用は、当該分類および本ソフトウェアライセンス条件に対する合意を構成します。

T. 承諾。エンドユーザーは、特定の本ソフトウェアには次の内容のプログラミングが含まれる可能性があることを了承するものとします。(i) エンドユーザーが特定の機能、機能性または性能に関するライセンス料の支払いを行うことを条件として、当該機能、機能性または性能へのアクセスを制限、限定および/または無効にするプログラム。(ii) 本ソフトウェアの使用によって生成され、該当データ保存装置に保存されるデータについて、一定時間が経過しても当該データが代替保存媒体にバックアップされない場合、定期的に削除またはアーカイブするプログラム。(iii) Avaya が製品パフォーマンスと機能性の向上に使用することがあるユーザーの集計データを収集および生成するために、サードパーティ分析サービスを利用するプログラム。Google アナリティクスの詳細については、次のウェブサイト：<http://www.google.com/policies/privacy/partners/> (または Google が指定する後継サイト) をご覧ください。エンドユーザーは、本ソフトウェアライセンス条件を承諾し、本ソフトウェア、サービスまたはサブスクリプションを継続して利用することにより、当該データを分析するために当該分析サービスを使用することに同意したことになります。

U. サードパーティの契約条項。お客様は、Avaya からサードパーティ製品およびサードパーティサービスを購入することを選択できます。この場合、お客様は特定のサードパーティの契約条項に拘束されることを了承し、これに同意します。条件に矛盾がある場合、当該サードパーティ製品および/またはサードパーティサービスについてのみ、サードパーティの契約条項が本ソフトウェアライセンス条件に優先します。

V. 雑則。本ソフトウェアライセンス条件および紛争（紛争が本ソフトウェアライセンス条件に基づき仲裁の対象となるかどうかという問題も含みます）は、ニューヨーク州法に準拠します。ただし、法の抵触に関する原則および国際物品売買契約に関する国際連合条約は除外されます。

紛争の場合、紛争を提起する当事者は、相手方当事者に書面による紛争の通知を行うものとします。両当事者は、紛争通知の送達から 30 日以内、または両当事者が合意したそれ以外の期間があればその期間内に、紛争解決のための交渉権限を有する両当事者の指定代表者間への付託によって、個々の論争や申立を解決するために誠実に努力するものとします。

(i) 米国以外の場所で生じた紛争、または米国以外の場所でなされたと主張される違反に基づく紛争であって、(ii) 上記の手続きに基づき、上記の期間内に解決することができず、(iii) 金銭の不払いに基づくのではない紛争は、拘束力を有する最終的な仲裁手続により確定的に解決されません。かかる仲裁手続は、両当事者が選任する、または（合意できない場合は）国際商業会議所の会長が選任する 1 名の仲裁人により、国際商業会議所の仲裁規則に従って実施されます。ただし、一方の当事者による相手方当事者に対する請求、交差請求および反訴の総額が、かかるすべての請求が提起された時点で 100 万米ドルを超える場合、仲裁手続は、国際商業会議所の仲裁規則に従って選任された 3 名の仲裁人から成る仲裁委員会により、国際商業会議所の仲裁規則に従

って実施されます。仲裁は、両当事者が合意する場所、または（合意できない場合は）仲裁人が命じる場所において英語により実施されます。仲裁人は、N条「責任の制限」による制限の範囲内で補填的損害賠償を命じる権限のみを有し、懲罰的損害賠償を命じることはできません。仲裁人は、本ソフトウェアライセンス条件の条項を制限、拡大またはその他の方法で変更する権限を有しません。仲裁人による判断は最終的なものであり、両当事者に対して拘束力を有します。また、仲裁人による判断は、両当事者または両当事者の資産に対する管轄権を有する裁判所で執行することができます。両当事者は、仲裁人への報酬を均等に分担しますが、各自の弁護士への報酬や仲裁に関連するその他の費用については各当事者の負担とします。両当事者、その代表者、他の参加者および仲裁人は、法が認める最大の範囲で、仲裁の存在、内容および結果を極秘に保つものとし、適用法を遵守するために、仲裁の存在、内容および結果を開示する必要がある場合、開示の範囲は制限されるものとし、例えば、適用法により仲裁の裁定額の開示のみが義務付けられる場合、裁定額の基礎となる見解や論理的根拠を開示することはできません。

米国で生じた紛争、または米国でなされたと主張されている違反に基づく紛争が、上記第2パラグラフの定めに従い解決できない場合、いずれの当事者も、ニューヨーク州ニューヨーク郡の第一審裁判所、またはニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所においてのみ訴訟または法的手続きを提起することができます。本条に別段の記載がない限り、本ソフトウェアライセンス条件に起因または関係するあらゆる訴訟および法的手続きにおいて、各当事者は、控訴裁判所を含め、これらの裁判所の専属的管轄権に同意します。

本条のいかなる規定も、Avayaが本ソフトウェアライセンス条件または注文に基づき支払うべき金銭について、管轄権を有する裁判所に金銭的損害賠償および救済を求めることを妨げません。上記の目的のために管轄裁判所で訴訟を開始することをAvayaが選択した場合、各当事者は本書により取消不能の形で、(i) 当該裁判所に提起された訴訟の裁判地の選択に対する異議申し立て、または当該訴訟が不便な法廷地で提起された旨の異議申し立ての権利を放棄し、(ii) 当該裁判所が当該当事者に対して管轄権を有していないと主張して当該訴訟に関して異議を申し立てる権利を放棄します。

本ソフトウェアライセンス条件のいかなる規定も、いずれかの当事者が、いずれかの時点で、自己の権利（仲裁に係属中の権利を含みます）を保護するために、管轄裁判所に仮の救済手段を求めることを妨げるものとは解釈されません。本条の仲裁に関する規定は、差止命令または衡平法に基づく他の命令をもってその遵守を強制できることと、そのような命令を得るためにいかなる種類の保証金も担保も要求されないことについて、両当事者は同意します。

不払いまたはAvayaの財産権の侵害に関する訴訟を除き、両当事者間の紛争に関する訴訟は、訴訟原因が発生してから2年以内に、本条に従って提起されるものとし、

両当事者は、本条に記載されている紛争解決手続を関連会社に遵守させるものとし、

本ソフトウェアライセンス条件のある条項が、履行不能または無効と判断された場合でも、本ソフトウェアライセンス条件全体は履行不能または無効なものとはならず、当該条項は、準拠法の範囲内で当該条項の制定目的が最大限達成できるような条項に変更され解釈されます。本ソフトウェアライセンス条件に基づく権利（違反または不履行の際に本ソフトウェアライセンス条件を終了させる権利を含みますが、これに限りません）を主張しないことは、本ソフトウェアライセンス条件の各条項をその規定に従って実施する権利の放棄を構成するものとはみなされません。エンドユーザーが本ソフトウェアを移動させ、その結果、法域から何らかの公租公課（源泉徴収税、各種料金、本ソフトウェアの輸入および輸出に伴うその他の関税などを含みます）が課される場合、エンドユーザーはかかる公租公課を単独で負担し、支払うことに同意します。

別紙 A 一定義

定義された用語は、大文字で識別され、本別紙または本ソフトウェアライセンス条件のその他の箇所で付与された意味を持ちます。本別紙 A は、ソフトウェアライセンス条件に組み込まれ、その一部を成します。

- ・「**関連会社**」とは、直接または間接に、Avaya LLC もしくはエンドユーザーを支配している、これらにより支配されている、またはこれらとその支配者が共通の会社を意味します。

なおこの定義における「支配」とは、議決権付株式の所有、契約または他の手段のいずれによるかを問わない方法で、直接または間接に被支配会社の経営および方針を指揮する力をもつことを意味します。また「支配する」および「支配される」という語は、前述の定義にあるような意味で用いられます。

- 「Avaya」とは、Avaya LLC または該当する Avaya の関連会社を意味します。
- 「Avaya チャンネルパートナー」とは、該当する地域のエンドユーザーに本ソフトウェアをソフトウェアを提供する権限のある Avaya のリセラー、ディストリビュータ、ダイレクトパートナー、システムインテグレータ、サービスプロバイダ、またはその他のパートナーを意味します。
- 「紛争」とは、本ソフトウェアライセンス条件に起因または関連する紛争を意味します。
- 「関連ドキュメント」とは、さまざまな媒体で公開している情報を意味します。なおこの情報には、製品のユーザーに通常提供している製品情報、サブスクリプションまたはサービス説明書、取扱説明書、および性能仕様書が含まれる場合があります。関連ドキュメントに販売用資料は含まれません。
- 「EAR」とは、輸出管理規則を意味します。
- 「エンドユーザー」とは、本ソフトウェアをダウンロードもしくは使用する、または他者にその権限を与える事業体に代わって行動する権限を付与された事業体または人物を意味します。
- 「リスクの高いアクティビティ」とは、本ソフトウェアの不具合により死亡事故、人身傷害または重大な物損事故が生じる可能性があるため、耐障害性機能の搭載が不可欠な環境を意味します。
- 「国際貿易法規」とは、米国の、およびその他適用されるすべての輸入、輸出、再輸出、国内移転、およびその他の外国貿易管理に関する成文法、法律、規制、制定法、指令、ならびに、かかる国際貿易法規に対して適切な管轄権を有する政府当局の命令を意味します。
- 「ライセンスポータビリティポリシー」とは、<https://support.avaya.com/support/en/helpcenter/GenericDetail/C2009223142629795043> または Avaya が指定する後継サイトにある Avaya のその時点で最新のソフトウェアライセンスポータビリティポリシーを意味します。
- 「OSS」とは、オープンソースソフトウェアを意味します。
- 「個人データ」とは、個人を特定するデータ、または個人を特定するために使用できるデータを意味します。
- 「RTU」とは、付与された本ソフトウェアの使用権を意味します。
- 「本ソフトウェア」とは、Avaya または Avaya のチャンネルパートナーによって提供されるオブジェクトコードのコンピュータプログラムを意味し、ハードウェアへのプレインストールソフトウェア、およびそのアップグレード、アップデート、パッチ、バグフィックスまたは修正版を含みます。
- 「サードパーティコンポーネント」とは、(i) <http://support.avaya.com/Copyright> で定められた独自のライセンス条件に基づきお客様にライセンスされたサードパーティソフトウェア、および/または (ii) <http://support.avaya.com/Copyright> で定められた別個のライセンス条件の対象となる、Avaya が所有していない OSS を意味します。
- 「サードパーティ製品」とは、Avaya 以外の者によって作成または提供される製品を意味し、(i) カスタマーが第三者に注文した製品、(ii) Avaya によって提供されるスタンドアロン品目として認識可能な製品、および (iii) Avaya の料金表、見積もり、注文書、仕様書、フォームまたは関連ドキュメントにおいて個別の品目として識別される製品を含みます。

- 「サードパーティサービス」とは、お客様の Avaya または Avaya パートナーとの契約に基づき提供される Avaya 以外のブランドのサービスを意味します。
- 「サードパーティ条件」とは、サードパーティ製品およびサードパーティサービスに適用される、注文書の日付の時点で有効な追加の利用規約を意味し、該当する製品またはサービス名で、<http://support.avaya.com/Copyright> またはその後継サイトに掲載されています。